

様式第11の4（第10条の6第1項関係）（平25環省令8（平25環省令19）・追加、令2環省令6・令2環省令9・令3環省令8・一部改正）

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

申請者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電話番号

第二種動物取扱業届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の2の規定に基づき、下記のとおり第二種動物取扱業を届け出ます。

記

1 飼養施設の所在地		電話番号
2 第二種動物取扱業の種類別		<input type="checkbox"/> 譲渡し/ <input type="checkbox"/> 保管/ <input type="checkbox"/> 貸出し/ <input type="checkbox"/> 訓練/ <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容	
	(2)実施の方法	別記のとおり（譲渡し及び貸出しの場合に限る。）
4 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類	
	(2)鳥類	
	(3)爬虫類	
5 飼養施設	(1)構造及び規模	①建築構造 □木造/□木造モルタル造/□鉄骨鉄筋コンクリート造/□鉄筋コンクリート造/□コンクリートブロック造 □その他（ ）
		②延床面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
		③敷地面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
		④材質 床 面 壁 面
		⑤設備の種類 □ケージ等（ ）個 □給水設備/□消毒設備/□餌の保管設備/□清掃設備/□遮光等の設備/□訓練場/□排水設備/□洗浄設備/□廃棄物の集積設備/□空調設備

	(2)管理の方法	
6	事業所に配置される職員の最低数	
7	事業の開始年月日	年 月 日 (これまでの事業年数： 年)
8	飼養施設の権原の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> その他( )
10	備考	

備考

- 1 「3(1)業務の具体的内容」欄には、届出に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、譲渡業又は貸出業を行おうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 2 「4 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。また、動物の種類ごとに最大飼養保管数を記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 3 「5(1)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の6第2項第2号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 4 「5(2)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 5 「6 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を最低数に合計して記載すること。
- 6 「8 飼養施設の権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
- 7 「9 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- 8 「10 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 届出に係る事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (2) 届出の際、飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
  - (3) この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 9 この届出書は、その写しも含めて2部提出すること。
- 10 この様式による届出は、第二種動物取扱業の種別ごと、飼養施設ごとに行うこと。ただし、同一の飼養施設において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る届出を同時にする場合は、届出書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 11 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。